

新型コロナウイルス感染症への対応について

2020年3月2日

(2020年3月5日更新)

(2020年3月19日更新)

(2020年4月10日更新)

(2020年4月17日更新)

(2020年4月21日更新)

(2020年4月22日更新)

(2020年4月27日更新)

(2020年5月8日更新)

(2020年5月15日更新)

新型コロナウイルス感染症対策本部長

奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への本学の対応について、国内外における感染地域の拡大に伴う本学関係者への感染リスクの増大を受け、2月28日付けで「奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全学体制で本事案に対処することとなりました。

令和2年5月15日付けで内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示した点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員についてはこの内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認するようお願いします。

2020年5月15日付更新による掲載内容の変更点

奈良県への緊急事態宣言が解除されたこと及び厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が変更されたことに伴い、以下について変更しました。

- 1) 「I. 感染予防対策等について 3. 登校・出勤の基準について 4. 発症が疑われる場合の連絡先について」「IX. 教職員の就業等について 1. 職務専念義務の免除について」に定める基準を変更しました。
- 2) 「I. 感染予防対策等について 5. 感染者及び濃厚接触者と診断された場合の取扱いについて」に大学に連絡する項目（受付票）のリンクを追加しました。
- 3) 「VI. 学生の入構について」「X. その他」に定める入構禁止措置の一部を緩和しました。
- 4) 「VII. イベント等開催に関する取扱いについて」に、本年6月1日以降の取扱いを追記しました。
- 5) 「IX. 教職員の就業等について」に「3. 特別休暇の取得について」を定めるとともに、テレワーク及び時差通勤に関する要件を「4. テレワーク及び時差通勤について」として纏めました。
- 6) 「IX. 教職員の就業等について」から教職員の入構制限に関する項目を削除しました。

目次

- I. 感染予防対策等について
- II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて
- III. 海外渡航（私事渡航を含む）について
- IV. 海外からの研究者等の受入について
- V. 国内旅行及び出張について
- VI. 学生の入構について
- VII. 課外活動について
- VIII. イベント等開催に関する取扱いについて
- IX. 教職員の就業等について
- X. その他

<奈良女子大学における対応>

I. 感染予防対策等について

新型コロナウイルス感染症とは発熱やのどの痛み、咳が長引くことが（1週間前後）多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多く、通常の風邪やインフルエンザでは3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。また、飛沫感染と接触感染により感染しますので日頃から以下の点を心がけてください。

1. 日常生活での注意事項について

- ①こまめに石鹸で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ②マスクを着用する等、咳エチケットを心がける。
- ③人込みの多い場所を避ける。
- ④不要不急の外出を控える。
- ⑤長時間の公共交通機関の利用を避ける。

2. 特に授業や会議等においては、以下の「三つの密」を避けることを心掛けてください。

- ①密閉空間：定期的に換気を行ってください。
- ②密集場所：大人数が密集しないように注意してください。
- ③密接場面：他者とは一定の距離を取り、十分なスペースを確保してください。

3. 登校・出勤の基準について

毎朝検温し、発熱等の比較的軽い風邪の症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢等）がある場合は、登校・出勤を控えるとともに、以下のとおり対応してください。

- ①症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。
 - ②症状の消失後、3日間の健康観察を行ったうえで、4日目から登校・出勤をしてください。
- ※症状が4日以上続く場合は、必ず「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。
（次項「4. 発症が疑われる場合の連絡先について ③」へ。）

4. 発症が疑われる場合の連絡先について

次の症状がみられる場合は、すぐに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。診断及び疑いと判断された場合は、まずは担当部局に連絡を入れ、保健所・医療機関からの指示があった場合には、保健管理センターにも連絡してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

5. 感染者及び濃厚接触者と診断された場合の取扱いについて

- ①教職員について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、教員は各部署長に、事務職員等は各課・室長に速やかに連絡してください。
なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。
- ②学生について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、速やかに担当教員もしくは学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で連絡してください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。
各担当係の電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

大学に連絡する項目については、保健管理センターのホームページに掲載している受付票を参照してください。

保健管理センターホームページ <https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/84>

II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて

- 1. 本学では、以下に該当する者について、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止とし、自宅待機を命ずることとしました。

- ①外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル3」と指定された国・地域からの帰国・渡日者
- ②外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル2」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

（参考）外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「感染症危険情報」とは？ https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

▷自宅待機を命ずる期間：日本への帰国日から起算して14日間

※上記該当者は、空港から自宅までの公共交通機関を使用しないことが要請されています。ご自身で移動手段を確保する必要がありますのでご注意ください。

※在留資格認定証明書について、感染症の感染が拡大している状況を鑑み、通常は「3ヶ月間」有効な在留資格認知証明書を、当面の間「6ヶ月間」有効なものとして取り扱うことになりました。詳しくは、下記HPにより確認してください。

（参考）法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

- ③日本国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があったと判断される者

▷自宅待機を命ずる期間：接触があったと判断される日から起算して14日間

・上記の該当者は本学保健管理センターに連絡するとともに、発熱・呼吸器症状がある場合は、速やか

に最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

- ・該当する教職員について、上記の自宅待機の期間中は職務専念義務免除として取り扱います。
 - ・該当する学生の出席や試験などについては公欠の対象となります。質問等があれば学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で相談してください。
- 電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

2. 上記①②に該当する地域から渡日する令和2年4月入学生の措置は個別に対応しますので、国際課留学生係にメール（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）で相談してください。
3. 「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者は、症状の有無に関わらず保健管理センターに速やかに連絡してください。なお、出席・出勤は症状がなければ可としますが、2週間の健康観察が必要です。保健管理センターに相談してください。
4. その他の国・地域からの帰国者については2週間の健康観察を推奨しています。
5. 不安や心配がある場合は、保健管理センターに相談してください。

Ⅲ. 海外渡航（私事渡航を含む）について

学生及び教職員の海外渡航（私事渡航を含む）の取扱いは以下のとおりですので、必要な届出を行ってください。なお、感染症危険レベルは状況により変更されますので、定期的に以下のHPにより確認してください。

（参考）外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ①「感染症危険レベル2」以上に指定された国・地域への渡航
学生、教職員ともに渡航しないでください。
- ②「感染症危険レベル1」に指定された国・地域への渡航
学生は原則渡航しないでください。教職員は不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、以下の点について留意してください。
 - ・公私に関わらず渡航先での連絡先を職場・家族・友人に必ず知らせていてください。
 - ・健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に必ず加入してください。
 - ・外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。
 - ・帰国後は体調の変化に十分注意してください。
- ③その他の国・地域
学生、教職員ともに不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、上記②の留意事項に従ってください。

IV. 海外からの研究者等の受入について

海外からの研究者等の受入については、以下のとおりとします。

- ①「感染症危険レベル2」以上の国・地域からの研究者等の受入については中止又は延期してください。
- ②「感染症危険レベル1」及び感染症危険情報が出されていない国・地域からの研究者等の受入についてもやむを得ない場合を除き、中止又は延期を検討してください。

V. 国内旅行及び出張について

不要不急の帰省や旅行など現在の居住地域を越えての移動は行わないでください。

出張は原則禁止とします。

VI. 学生の入構について

1. 学部学生及び感染者数が多い地域からの大学院生は、当面5月31日までは、自主的な研究活動のための入構も含め、入構禁止とします。

ただし、以下に該当する場合は入構禁止措置の対象外とします。この場合、事前に指導教員からの許可が必要です。入構の際は指導教員からの了承を得た旨のメールなどを提示できるようにしてください。(指導教員は入構者について記録し、保管してください。)

- ①一部実施される演習・実験・実習の対面授業を受講する場合(実施科目については別途通知する)
- ②一部実施されるゼミ・勉強会等へ出席する場合
- ③卒業研究・卒業論文作成上の重大な支障を生じさせる場合
- ④研究遂行上の重大な支障を生じさせる場合
- ⑤寮の工事に伴い、Web面接場所を確保するために入構が必要となる場合

このほか、遠隔授業を受講する場合に、自宅等でのインターネット環境が確保できず、学内施設を使用しなければならない場合は、入構時に必要事項を記入することで入構を認めます。

また、大学生協において昼食等を購入する場合に限って、あらかじめ持参した入店申請用紙を守衛室で提示したうえで入構を認めます。(平日11:00~14:00)

2. 感染者数が少ない地域からの大学院生であっても、入構の際は指導教員からの了承を得た旨のメールなどを提示できるようにしてください。(指導教員は入構者について記録し、保管してください。)

VII. 課外活動について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動団体・サークルでの活動(練習、対外試合、合宿、遠征等)や集会(食事会、飲み会等)、新歓行事や対面での勧誘に際しては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標に基づいた諸活動について」(<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/>)に基づき当面コロナウイルスが収束するまで(「フェーズ2~4」の間)は、全面禁止とします。

VIII. イベント等開催に関する取扱いについて

5月31日までは、以下のとおりとします。

- ・大学主催のイベントや集会については開催中止または延期とします。
- ・他機関との共催によるイベント等については開催中止または延期してください。

- ・歓迎会等の飲食を伴う集会については、開催中止または延期してください。

6月1日からは、以下のとおりとします。

- ・大学主催及び他機関との共催によるイベントや集会のうち、開催の必要性があり、かつ少人数（50人程度以下）のものは、感染防止対策の徹底を条件に、開催を認めます。
 - i 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底
 - ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - iii 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられていること
 - iv イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるように呼びかけること
- ・その他のイベントや集会は、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請します。
- ・上述にかかわらず、飲食を伴うイベントや集会については、中止または延期してください。

IX. 教職員の就業等について

1. 職務専念義務の免除について

上述の「I. 感染予防対策等 3. 登校・出勤の基準について」において、出勤を控える期間に該当する場合、保健所等において新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者と診断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

2. 休業手当の支給について

附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなった教職員（非常勤講師や非常勤職員等）については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

3. 特別休暇の取得について

新型コロナウイルス感染症に伴う小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の臨時休校や受入制限により、子供の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員については、その期間、有給の特別休暇を取得可能とします。

4. テレワーク及び時差通勤について

- ①緊急事態宣言が発令されている地域の在住者及び通勤経路者にはテレワーク（勤務の全部または一部を所定の勤務場所以外において行うこと）及び時差通勤を推奨します。
- ②緊急事態宣言が解除されていても、引き続き自治体から在宅勤務の要請が継続されている地域在住者及び通勤経路者で、自宅の執務環境・セキュリティ環境がいずれも適正であり、通常勤務時と同様の勤務成果が見込めると所属長が認める者については、テレワークを可能とします。

X. その他

1. 当面5月31日までは、大学構内（生協食堂含む）への学外者（※関係（業）者を除く。）の入構を禁止します。（※社会情勢により期間を延長する可能性があります。）
2. 10名以上集まる会合をする場合は、マスクの着用、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。
3. 会議等の開催については、必要性及び構成員（委員や陪席者）の見直しを行い、不要不急なものは中止または延期するとともに、遠隔会議システムを利用してください。

4. やむを得ず就職活動やキャリア関係のイベント参加や、アルバイトに従事する際は、マスクを着用するなど衛生管理の徹底を心掛けてください。